

総務常任委員会

平成20年12月17日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1号 平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 4号 旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 議案第 5号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（6名）

委員長	佐久間 茂 樹	副委員長	島 田 和 雄
委員	林 正一郎	委員	高 橋 利 彦
委員	明 智 忠 直	委員	伊 藤 房 代

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（27名）

副市長	鈴木正美	総務課長	高埜英俊
秘書広報課長	加瀬寿一	企画課長	加瀬正彦
財政課長	平野哲也	税務課長	野口徳和
市民課長	木内國利	会計管理者	渡辺輝明
消防長	菅谷衛一	監査委員	林久男
その他担当員	17名	事務局長	

事務局職員出席者

事務局長 宮本英一
主 査 穴澤昭和

事務局次長 石毛健一

開会 午前10時 0分

○委員長（佐久間茂樹） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

今年も残すところあと2週間ということで、押し迫ってまいりました。ただ、もう年末だというのに雨が多くて、暖かい日が多い。何となく年末年始の雰囲気がちよっと変わっているのかなど。これも、気候の温暖化のせいかというふうに思われます。

さて、総務常任委員会なんですけれども、9月の委員会で私はリーマン・ブラザーズ社の破たんの話をさせていただきました。その後、今、3か月たつたないかのうちに、大企業はリストラ、事業規模縮減ということで、一気に雇用問題が発生してきたように思います。年末この時期に解雇通知を受けた人の気持ちは、どんなものなのかなど。察すると、かなりショックを受けて大変なものなんだろうと思います。当旭市では一人でもそういった人の出ることのないように、できればそうありたいなと思っております。政治と経済とどちらが先かとよく言われますけれども、今まさに政治が主導、経済を後押しすると、そういったときかなど、そういうふうに思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午前10時 3分

(傍聴者入室)

再開 午前10時 3分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は総務常任委員会ということで、委員の皆様には年末のご多忙の中、大変ご苦勞さまでございます。

本日の委員会に執行部のほうからご審議をお願いいたします案件は、議案第1号、平成20年度旭市一般会計補正予算の所管事項、議案第4号、旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定、議案第5号、旭市税条例の一部改正の議案、以上3件でございます。執行部といたしましても、委員の皆様方のご質問に簡潔に答弁いたしますので、どうぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（佐久間茂樹） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月8日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第4号、旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、議案第5号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定についての3議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、議案第1号について、順次担当課からご説明させていただきます。

初めに、財政課のほうから1点ご説明申し上げます。お手元の予算書のほうをご用意いただきたいと思っております。

本会議の中で、補足説明の中でも少し触れたところでございますけれども、国の1次補正

によります、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金という国の補正があったわけですが、ちょっと触れましたけれども、この対象事業につきまして、12月9日付で内示が来ましたので、その事業についてももう一度ご説明させていただきます。補正予算書の19ページをお開きいただきたい。

まず、19ページの上のほうの段になりますけれども、中段といたしますか、説明欄2番の保育所施設改修事業費2,400万9,000円でございます。これが一つ対象の事業になっております。

それから、22ページをお願いします。22ページの説明欄の上のほうになりますけれども、19節負担金補助及び交付金の中の施設園芸燃油高騰対策事業補助金1,330万8,000円でございます。これが対象になっております。

それから、次に25ページをお願いします。25ページのやはり説明欄の、消防関係でございますけれども、一番下でございます15工事請負費のところでは、中段になりますけれども、携帯・I P電話位置情報通知システム設置工事350万円。

これを足しますと、全部で3,048万1,000円になるんですけども、国のほうの先ほど申し上げた地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金としまして、一応12月9日付で3,000万円の内示がありました。これは12月9日ということで、既に予算編成が当時終わっておりますので、これは3月に財源のほうだけを一般財源を減らして、その交付金を入れるという形の調整をこれから図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、お手元にコミュニティバスの運行ルートのお配りしてあると思います。この関係を補足説明いたします。補正予算書の13ページになります。

コミュニティバス等運行事業ということで、今回、需用費に印刷製本費と、それから役務費、手数料を補正でお願いしたところでございます。この関係ですけれども、図面でちょっとご説明申し上げます。

緑色で塗ってある部分の一番左側、点線で表示してあるところがあると思います。ここについてはこの4月から試行運行でルート設定して、走らせているところでございます。今回、実線で、一部コミュニティセンターから延伸するようなルートを設定してありまして、この部分について、このような形で試行のルート設定したらどうかということで計画しております。

このルートにつきましては、19年度中に行われました全体の再編検討時にも候補ルートと

して提案がございまして、そのときには道路の整備状況、要するに路肩の未整備であるとか、道路反対側の水路の未整備による路肩のひび割れ等がございまして、ここはバスを通せる状況ではないということであったんですけれども、ここの整備ができ上がったということで、今回こちらのほうで試行運行をするということでございます。

この関係につきましては、今年度、国のほうの地域公共交通総合連携計画を踏まえまして、補助対象になりまして、この10月からの試行運行については国のほうの補助金をいただいている部分になります。

10月からの試行ということで、来年度も継続して試行しながら、乗車人員の実績を見ていく必要があるということで、実は今回、当初予算の中で印刷製本費と、それから手数料を盛っておりますので、改めてここでお願いしながら、また21年度に試行の運行をしながら、乗車実績を見ていく、そのような形で計画しておるものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 消防長。

○消防長（菅谷衛一） それでは、予算書の25ページ、消防の関係ですけれども、携帯・IP電話位置情報通知システムについての補足説明をいたします。

消防本部の資料をご覧いただきたいと思いますが、このシステムの導入状況でありますけれども、11月1日現在、県内の導入状況でありますけれども、大きい枠の中に各消防本部出ておりますけれども、その下に数字がございまして、千葉県内31消防本部でございまして、既に導入されている所が13消防本部、これから21年度中に導入されるという所が、当消防本部を含めまして7消防本部でございまして、

そして、このシステムによる効果なんですけれども、現在、119番は一般家庭にありますNTTの普通の固定電話とIP電話、それから携帯電話が主な通報方法でございまして。そして固定された電話の場合にはその居住者がかけてきますので、住所、番地まではっきり聞き取って、地図に反映することができますけれども、携帯電話の場合には通報者がいろんな場所からかけてきますので、地名はもとより、地理に不案内で、なかなかその場所が特定できません。それで地図を見ながら、こちらから誘導しながら地図を追って場所を特定することで、非常に時間がかかるということで、この装置を入れますと、地図が119番を受けたと同時に出ますので、非常に場所の特定に時間の短縮ができるということです。したがって、覚知から出場までの所要時間が非常に短くなって、大幅な救命効果が期待できるということでございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 私のほうから人件費について説明いたします。

補正予算書の30ページをお願いいたします。これは給与費の明細書です。今回の補正は、当初予算編成後の人事異動及び職員数の減に伴う増減を、各課にわたって補正するものです。

1の一般職、(1)の総括の補正後と補正前を比較しますと、職員数が1人減、それから給料が3,247万8,000円の減、職員手当等が770万円の減、共済費が62万2,000円の減となりまして、合計で4,080万円の減となります。減の詳しい内容はあとで説明いたします。

次に、下段のほうですけれども、職員手当等の内訳です。主な増減内容を申し上げます。住居手当が327万円の増。これはアパート等の借家居住者が10人程度増加したことによるものです。通勤手当は111万円の増。人事異動等によりまして、通勤距離が伸びたことによるものです。期末手当は849万9,000円の減。勤勉手当は320万2,000円の減。これらは職員数の減、それから育児休業や退職等の欠員による減額分です。

次の31ページをお願いいたします。給料及び職員手当等の増減額の明細です。今年度の人事院勧告、それから千葉県人事委員会の勧告は、民間との給料格差がないということで、改定勧告はされませんでした。ですから、本市も給与改定に伴う増減分はございません。給料の増減額、マイナス3,247万8,000円の内訳ですが、退職等のいわゆる新陳代謝及び人事異動による増減分が2,089万1,000円の減、その他育児休業や退職等の欠員による減額が1,158万7,000円となります。

この新陳代謝の部分でございますけれども、給与構造改革によりまして、給料の高い上のほうの職員の昇給が今とまっていますので、そういう関係でかなり減額が出ております。それから、職員手当等の増減額、マイナス770万円でございますが、これは給与の減に伴って減るものということで、人事異動、育児休業、退職等による減額分でございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 22ページですか、説明欄19、負担金補助及び交付金の施設園芸燃油高騰対策事業補助金、これはどういうふうに農家に支払われるのか、具体的にどのようにいただいているのか。

(発言する人あり)

○委員(高橋利彦) これは失礼しました。

それから、25ページの説明欄15工事請負費、携帯・I P電話位置情報通知システムですか、これは消防署へかかってくるのは一般電話と携帯ですか、この比率はどういうふうになっているのか。

それから、あと30ページ、今、職員数が749人ですか、これは合併時と比較してどういう数字になっているのか。それからまた類似団体と比較した場合、どういうふうになっているのか、それをお尋ねします。

○委員長(佐久間茂樹) 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長(平野哲也) 先ほどの22ページの燃油高騰対策で、これはちょっと所管が農水産課です。分かるだけの範囲で大変恐縮ですけれども、申し上げさせていただきますと、これはいわゆるハウス、キュウリ、トマト、花ですとか、そういった花のハウス施設のいわゆる暖房機、これを燃料のかからない暖房機に取りかえた場合に、これは県が4分の1の補助、それから市は100分の5ですから、5%を付け足して、補助金を出すということでございまして、この件数が28件程度予定されております。

詳しい点は、申し訳ございませんけれども、産業部の所管ということですので、よろしくお願ひします。

○委員長(佐久間茂樹) 消防長。

○消防長(菅谷衛一) 119番の受け付けのI P電話、携帯電話、固定電話の比率ですけれども、昨年のもございますけれども、今年11月いっぱい受け付けですけれども、一般家庭の固定電話が1,232件、携帯電話が393件、I P電話が82件で、比率として、携帯電話だけ出ておりますけれども、携帯電話が23%でございます。

以上です。

○委員長(佐久間茂樹) 総務課長。

○総務課長(高埜英俊) それでは、職員数についてお答えいたします。

合併時と今の比較ということでおっしゃられましたけれども、申し訳ありませんけれども、合併時の7月1日の数字はございませんので、ほかの数字でお答えしたいと思います。17年度の4月1日現在、これは今は一般会計の審議をさせていただいておりますが、他の会計も含めた総人数ということでお答えいたします。851でございました。ちなみにその18年度

の4月1日が848でございました。今回、補正後の各会計含めた全部の人数が791でございました。

以上です。

(発言する人あり)

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 申し訳ありませんが、類似団体との比較はしておりませんので、申し訳ありません。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 携帯電話、IP電話の位置情報通知システムについてお伺いしますけれども、連動型、簡易型となっておりますけれども、どの程度、受ける側のほうとして差があるのか。値段が違うようではございますけれども、どの程度の差があるのか、その辺をお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 消防長。

○消防長（菅谷衛一） この差というのは、連動型というのは指令台に直接連動しておりますので、119番受けたと同時に指令台の地図にバーンと反映されるということです。それで簡易型の場合は、別のパソコンに地図が出まして、その出た地図を基に指令台の地図のほうに打ち込んで、移しかえるということなんです。その違いです。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） そうしますと、実際に運用をやっていく上で、救急ですから、瞬時を争うというようなことになろうかと思えますけれども、火災のほうも含めて両方ですけれども、時間的なロスといいますか、そういうのはそんなに気にしなくても大丈夫なんですか、これは。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） 一応地図を見ながら、相手から聞きながら、こちらですぐ地図を別の者が出して、反映させますので、そんなに時間はかからないと思います。ただ、今までですと地図が出ませんので、本当に聞くだけで、相手が目標も何も分からない、市外の人ですと地名も分からない。ですから地図で追っていくのに大変時間がかかるんですけれども、これが入れば、だいぶ時間が短縮されるということになります。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） できればいい方式でやっていただきたいと思うんですけども、予算的には、ここにちょっと示されていますが、連動型の場合は1,800万円ですか。簡易型というのは350万円ということですか。これだけの差があるという、予算的には。だいぶ差があるんですけども、実際の運用面ではそんなに差がないということでもいいでしょうか。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。
消防長。

○消防長（菅谷衛一） 多少の差はありますけれども、それで現在、25年運用開始を目指して、共同司令センター、今計画しておりますので、あと4年間だけですか、使えるのは。連動型、高いのを買っても、あと4年しか使えないということになりますので、そういう観点からも簡易型がよろしいかなと思っております。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。
高橋委員。

○委員（高橋利彦） コミュニティバスの関係ですけれども、これは時間帯によっていろいろ違うでしょうけれども、年間を通しての1台当たりの乗車率は分かりますか。分かればお願いします。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。
企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 年間を通しましての1台当たりですか。ルートによって若干違うと思います。旭なんかですと、11人から12人、飯岡地区も約10人、干潟地区は去年は4便というような、栗源からのバスでございましたので、比較は非常に厳しいんですけども、これは5人未満というような状況であると思います。今回、実は試行運転で、干潟地区、ルート設定変えまして、今年度は昨年と比較いたしますと、約240%の増ということで、今、乗車実績が伸びている、そういう状況になっています。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。
総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 大変申し訳ありません。先ほどの高橋委員への答弁ですが、平成18年度の当初の数なんですけれども、私は848というふうに申しあげましたけれども、計画でありまして、実績は839でございました。どうもすみませんでした。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

(発言する人なし)

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第1号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、財政課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、議案第4号、旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について、若干補足させていただきます。資料といたしますか、「旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（案）の骨子」というものをお配りさせていただいてあると思いますが、これをご覧いただきたいと思います。骨子でございます。

これは、議案第4号の条例のほうで第2条の中で、複数年度にわたる契約を必要とする契約で、規則で定めるものということで、実際の項目が条例のほうにはございません。規則で定めるということになっていきますので、これから規則を定めるわけでございますけれども、その内容についてご説明申し上げます。

そこに書いてございますように、条例のほうの第2条第1号に規定する規則で定める契約、これは物品の賃貸借でございますけれども、どういうものかというのがそこに例示してございます。1番目に、仮設建物、これはいわゆるプレハブ等のリースです、そういったものが想定されます。それから自動車、事務機器。事務機器は多分にいろいろございますけれども、事務機器、いわゆるパソコンですとかそういったものが入ります。通信機器になりますか、通信機器。それから測定機器、光学機器、あるいは医療機器、スポーツ器具、ソフトウェア、こういったものを想定いたしております。

それから、第2条の第2号に規定する規則で定める契約、これは役務の提供、いわゆる業務委託のような形のものなんですけれども、そういったものはどういったものかというのが例示してございまして、1に庁舎等の管理に係る業務。それから一般廃棄物の収集ですとか運搬に係る業務、機械警備に係る業務、4番目に給食の調理または配送等ということでございまして、こういった業務を想定いたしております。それから5番目が、さっき上のほうで、例えばパソコンなんかを借りた場合の保守契約というのが出てきますけれども、これは委託料になるんですけれども、5番目でそういった保守契約という業務を想定いたしております。

契約の期間というのは、一応5年としますが、書類的には5年ですけれども、ただ、これから自動車ですとかそういったもののリースも、時代的にはなってくるのかなというこ

とで、そういったものと、また7年とか10年とかそういう設定は別にできますよという規定でございます。

これをなぜやるかと申しますと、今まで、いわゆるパソコンのリースですとかそういったもの、実際には5年契約、5年想定で1年当たりの契約を毎年やっておりました。実際には業者が貸してくれるのは5年リースの金額ですと、それで5分の1にしますと、幾らですよということで契約するんですけども、契約書を毎年交わさなくちゃならない。決まっているんです。それが今度は1回5年分の契約ができる。ただし、予算は単年度、単年度で、これは従来どおり組みます。ただ、契約書を毎年やる必要はなくなるということで、非常に事務も省略化されるということ。

また、場合によっては3年契約等で業務委託なんかもやった場合のほうが、例えば機械警備、庁舎は人がいるんですけども、機械警備だけですと、初年度に機械を、警報装置を付けるということになります。それを毎年入札でやっていると、やはりどちらかという安くはならない。それを3年使う想定で入札をやれば、若干下がる効果があるんじゃないか、そういう狙いもございます。

そういったことで、長期継続契約をできるための、これは地方自治法が改正されたので、こういったことができるということで、条例あるいは規則を定めるものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課の説明が終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） 長期契約ということですけども、項目が示されているわけですけども、これ以外のことについては、これまでどおり単年度契約でやっていくというふうに理解していいのかどうか。

それと、入札についてはどういう形で、単年度の価格で入札をするのか、5年契約であれば、5年分をまとめて契約ということで入札するのか、その辺についてお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） これ以外のものということでございますが、今、市役所内の中で想定できるのはこのくらいかなということで。これ以外のものについては、原則、単年度契約になると。どうしても必要になるということでございますと、今度、規則を一部改正して、

その項目を追加するという形になろうかと。とにかく最初スタートですので、このくらいで
だいたい網羅できるのかなということ考えております。

入札でございますけれども、入札の方法もいろいろございます。5年総額で幾らで、1年
当たり幾らという条件を付けて、入札するという形になろうかと思えます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 5年以内ということですが、これはだいたい税法の償却年数ですか、こ
の辺をベースにやっただけですか。その辺をお尋ねします。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 必ずしも税法のことではないんですが、一般的にはやはり備品類は
5年くらいで償却ということで、これは相手の業者も、そのくらいで償却を見ているとい
うことになろうかと思えますけれども、一般的には5年ということでございます。

○委員長（佐久間茂樹） 林委員。

○委員（林 正一郎） 参考例でございますが、やはりコピーとかそういうものはもう5年、
今はだいたい3年に民間はなってきたわけです。私の所もこの間ファックスをやったんです
が、今、3年なんです。もとは5年ということでやってきましたけれども。要するに機械の
発展性が非常に速いわけです。だからあまり長くやると、5年でやむを得ないかなと私は思
います。

それと、契約または不動産というのがここに参考に書いてありますが、不動産も、市役所
もその前の土地を借りておりますよね、駐車場に。これは一応期限は10年でしょう。それ
で自動継続で、地価の変動によって、要するに地価の変動ということは固定資産税も変動し
てくるわけですから、それによって私らが民間でやっているのは、覚書でその都度やってい
るということで、地価公示が出てきますから、私らの商売の場合には、賃貸の場合には覚書
でやっている。期間は10年ということ。そういったことにするほうが本当は望ましいではな
いかと。これに書いてありますが、それで私はいいかと。ただ、機器の場合にはやはり3
年か5年、これが目いっぱいです。これ以上延ばされては困るなと私は思います。

○委員長（佐久間茂樹） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 林委員のほうから、ごもつものご意見でございまして、契約期間

のところも5年以内というような表現をさせていただいておりますので、場合によっては、物によっては3年とかという契約もあり得るかなということで、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、税務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、議案第5号、旭市税条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。お手元の資料の新旧対照表をお開き願いたいと思います。1ページであります。

今回の改正は市民税における寄附金控除の対象としまして、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金を定めるものであります。それで第34条の7第3号、横線が入っているところです、第3号の所得税の寄附金控除の対象となる団体につきましては、財務大臣が指定するもののほか独立行政法人、社会福祉法人、学校法人などとなります。なお、市内に事務所を有するものは、本市では社会福祉法人と学校法人でありまして、社会福祉法人は旭市社会福祉協議会並びに私立保育園など14団体ございます。また、学校法人は私立幼稚園など4団体となっております。千葉県内全体におきましては、社会福祉法人が568団体、学校法人が432団体となっております。

次に、第3号のイの文中の中に、校舎その他の市長が別に定めるものについては学校施設の要件を規則で定めるものでありまして、校舎が設置されていることを要件とするものであります。なお、研修施設や運動場、体育館等の施設のみの方は除かれることとなります。

次に、第4号の追加であります。これは対照表の2ページになります。特定公益信託への寄附金で、県内では京葉銀行が設置しておりますホームヘルパー助成基金、1のみとなっております。

次に、第5号の追加は、認定NPO法人への寄附金で、県内では白井市に所在します特定非営利活動法人、これはNGOですけれども、西アフリカの国との友好協会1か所のみとなっております。

この条例の施行期日につきましては、平成21年4月1日で、適用となる寄附金は、平成20

年1月1日以後に支出した寄附金が対象となります。20年中に支出した寄附金の控除を受けるには、来年の所得税の確定申告または住民税の申告を行う必要があります。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（佐久間茂樹） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第1号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(佐久間茂樹) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

- 委員長(佐久間茂樹) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

財政課長。

- 財政課長(平野哲也) 資料はございませんけれども、1点ご報告をさせていただきます。

財政課で普通財産管理をしております、旧海上中学校の跡地でございますけれども、そこにプレハブが建っているんで、何だというご質問も何件かいただきました。ご報告させていただきます。

あそこは、実は防災無線の整備工事というものを契約したわけですが、その資材置場と、それから事務所みたいな形、そういった形でプレハブを2棟ほど建てておまして、そこに市の防災無線の工事ということですので、スペース的には1,055平米ほどお貸ししております。それで中に大きなプレハブ2棟ほど建てております。ですからこういった形で、ちょっと通ったときに、あれ、何かなという疑義が生じるかもしれませんが、そういったことで、普通財産を防災無線の工事の現場用の事務所あるいは資材置場として一部お貸ししているということで、ご報告させていただきたいと思います。

以上です。

- 委員長(佐久間茂樹) 総務課長。

- 総務課長(高埜英俊) 今の防災無線の工事の関係でございますけれども、9月の議会で契約を議決していただきました。その後、工事に着手しておりますので、その詳細な内容につきまして、担当であります防災班の宮應主幹のほうから報告させますので、よろしくお願ひします。

- 委員長(佐久間茂樹) 総務課主幹。

- 総務課主幹(宮應孝行) では、私のほうから防災行政無線統合整備事業の進捗状況と戸別

受信機について説明いたします。

まず初めに、進捗状況について説明いたします。

10月9日に第1回の工程会議を開きまして、その後、2週間に1回の割合で5回実施しております。工事につきましては、親局の無線室の改修工事がほぼ完了しております。年内には親局の搬入、それから据え付けを予定しているところであります。屋外子局につきましては、12月9日から工事に入りまして、基礎のはつりを行いまして、12日からはマストの交換工事等を実施しておりまして、順調に進んでいるところであります。

次に、新しい戸別受信機について説明したいと思います。

戸別受信機につきましては、一般家庭用の戸別受信機、この受信機は電波を複数自動で切りかえて受信することができます。旭市では親局で1波、それから再送信局2波の計3波で運用することになっています。ですので、複数自動、行政区ごとにやれば、自由に切りかえができるようになります。

次に、使用できる電池なんですけど、今までは単2電池のみでした。これが単1、それから単2、単3電池の3種類使用することができます。使用本数も、4本から2本と少なくなっています。また、この受信機につきましては、故障の原因となる電池の液漏れ対策ということで、直接基盤へ行かないような構造になっております。

次に、耳の不自由な方のための文字放送対応の受信機です。一般家庭用の受信機に、このアタッチメントを付けまして、合体させる、ですから一般家庭用にもう1台付ける感じになります。放送があると、文字放送用の受信機の中央にランプがありますので、それが点灯するようになります。

以上が戸別受信機の説明です。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） かねてから懸案事項となっておりました市税の、特に市県民税と固定資産税の前納報奨金についての見直しについてご報告申し上げます。

この制度につきましては、かねてから古い期間やっております、税収の早期確保とか市の税収入による市政運営について、早く税収を確保しようということで始まったものでございますが、これについては来年10月から、市県民税におきましては65歳以上の方の年金からの特別徴収制度と、それから給与所得者の特別徴収ということで、かねてから不公平感が言われていたところがございます。

現在、本市の報奨金制度につきましては、年利率に直しますと2%と、高率な報奨金で

ございました。平成20年度の実績の金額につきましては、総額で4,730万円、このうち市県民税が1,670万円、固定資産税が3,060万円と高額となってきてきたものでございます。この報奨金制度につきましても、全国的に廃止が進んでおりまして、千葉県内では20年度現在で36市中30市が廃止しているところでございます。

このようなことから、税負担の公平性と財源の確保を図るため、平成21年度を目途に制度の廃止を検討しているところであります。なお、この二つの税目につきましては、21年度に市県民税、22年度に固定資産税の前納報奨というふうに検討しているところでありまして、この地方税の、一部の改正につきましては3月の定例会に市税条例の一部を改正する条例の提案を考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 財政課長にちょっとお尋ねしますけれども、一・二か月前に入札が何件か執行できないというような話を聞きましたが、この要因は何であったのか。それらについて詳細に説明いただきたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 詳細というのは、今資料をお持ちしていませんけれども、何点か入札で中止したのは、一つには、今、一般競争入札、いわゆるダイレクトでやっているんですけども、これは指名競争入札と違いまして、そういう懸念は前々からあったんですけども、指名競争入札ですと、5社を指名すれば、5社の方はだいたい出してきている。ところが一般競争入札となりますと、告示して、参加したい人が手を挙げてくる。ところが私どものほうでは、本来、法律上は手を挙げてきた人は1社でもできることはできるんですけども、それでは競争入札ではまずいだろうということで、条件的に2社以上ない場合には中止すると決めております。結果的に、工事に対して手を挙げてきた方が1社しかない工事が2件ほどありまして、1社では競争にならないということで、これは中止して、範囲をさらに広げてやり直したという状況です。

これは、ですから一般競争の、弊害という言葉はおかしいんですけども、逆に、こちらが指名したものじゃなくて、一般競争は誰でも手を挙げる権利がある。手を挙げる権利があ

るんだけど、意思がないと、逆に手が挙がったのが1社しかない。1社しかないと競争にならないで中止するというのが、2件ほどございました。

それから、もう1件はいわゆる談合情報です。談合情報がうちのほうに文書が来まして、信憑性というのが問題になるんですけども、これはもちろん公正取締役委員会にもお届けするし、警察署にもお届けはしました。実際に中で検討しましたら、ある程度具体性があるんじゃないかというものについて、中止を一たんしました。これも中止して、またさらに範囲を広げまして、再度入札という方が1件ございました。

そういったもので、私の記憶の中で3件ほど、2件は入札参加者が1社しかなかったもの、それから1件は談合情報が若干ありましたので、それを中止したと、やり直したということでございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 分かりました。これとは直接関係ないんですが、中央病院も間もなく入札が行われるわけですが、一般競争入札の中に、市の場合は建物が80%ですか、最低制限価格。それから土木が70%とあるわけですが、中央病院の場合は、そういう中で今回、最低制限価格を設けているんですが、率を書いていないんです。そんな中で、この間一般質問の中で、最低制限価格80%と答弁されていましたが、結局、公示されたときには最低制限価格を設けるだけで、率を書いていないですね。それで今度は、答弁では率があったと。そうしますと、結局今度、入札に参加する人が不公平になっちゃうんです。知っている人は80を知っている。知らない人は今度は何%は知らない。こういういろいろなことがある中で、中央病院はあくまでもこの、企業であれば旭市の子会社です。ですから当然市が中央病院のいろいろ、簡単に言えば法律、条例等、本来なら市ですべてある程度そういう条例等を作るのが本当じゃないかと思うんですが、その辺、どういうふうに考えていますか。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 公営企業のほうの中ということで、ちょっと所管を外れるということで、私どもは市のほうの一般論としてお答えをさせていただきます。

市のほうでは確かにそういった要綱がありまして、これはホームページでも見られるように、どなたでも見られるような規則を公開してございまして、その中にも建築工事、予定価格の100分の80、それから土木工事、100分の70という設定があつて、これは地方自治法上設けることができるということで、うちのほうも設けてございます。それは、運用はそのとき

そのときで違ってまいります。例えばこういった防災無線のような備品が多い場合には、それにとらわれずに設けられております。

それで、中央病院のことをございますけれども、中央病院はやはり中央病院会計規程というのがございまして、その事業管理者が執行者になっております。その中で、実際には取り決め、工事はこういった形でやるという告示する前に、内部での事業管理者までの決裁に基づいて決定しているということだろうと思っておりますので、これは私どもが一々それについてどうのこうのというのはないんですけれども、ただ、一般論としては、市の規則に準じてやっているのではないかと考えています。ちょっとそれ以上の内部の細かいことは私のほうからは分かりませんので、よろしくお願いします。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 準じてでも何でもいいんですが、そこをやはり、今、中央病院は案外条例でも何でも、市から見ますと少ないんです、縛りが。ですからやはりあそこは企業であれば子会社ですから、それなりにやはり縛りを設けた中で運営してもらおう。それでないと、極端に言えば、やりたい放題になっちゃうんです。ですから条例等の不備ですか、その辺を市自体がどういうふうこれから考えていくか。条例の制定ですか、ある程度やはり市がきちっとした、これまでの範囲内で中央病院は運営、経営してもらおうんだよ、そのためにも、その辺ちょっと。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 副市長でもよろしいんですけれども、私のほうからあまり中央病院のことを高橋委員、言うのを、いろいろありますので、ちょっと申し訳ないんですけれども。ただ、一般論として言ったのは、先ほど言ったとおりで。それから、高橋委員、ご承知のとおり、公営企業はもう発生主義ということで、企業性を問われるということで、ある程度法律、地方自治法もこれは全適になりますと、免除されている条項がたくさんございます。それはなぜかという、高橋委員もこれは我々より十分ご承知のいわゆる発生主義、企業主義というところが公営企業に認められているというところで、その辺で、表現的に緩いとおっしゃられましたけれども、地方自治法の縛りが外れている部分があるということで、私のほうからそれ以上に申し上げられませんので、よろしくどうぞお願いしたいと思っております。

○委員長（佐久間茂樹） 副市長、どうですか。

○副市長（鈴木正美） 昨年4月から、実は県のほうから契約室のほうに職員が来ております。その方、太田さんという方なんですけれども、その方が県のほうから病院のほうに来まして、

市との契約関係の条項の不整合とかそういったものがないかどうか十分なチェック、あるいはそういった形の視点から病院のほうにまいりまして、今回の入札に際しても相当財政課のほうと事務的な打ち合わせもさせていただきまして、このような形で入札公告をして、執行したというふうに聞いております。

今後とも、先ほど財政課長、市に準じてというふうな表現をしましたがけれども、病院としてもきちとした法整備についてやっていくということで聞いております。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（佐久間茂樹） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時 0分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 佐久間 茂 樹